

お知らせ

マイナンバーカード 日曜交付のお知らせ

問住民課 〔画〕4126

マイナンバーカード（個人番号カード）のお渡しは、役場開庁時間内ですが、平日来庁が困難な方のために、次の日時に交付業務を行います。

日 8月27日（日）9時～12時

所住民課

持参する物 カード交付の案内

ハガキ・通知カード・本人確認書類（運転免許証等）・印鑑登録証（赤い手帳もしくは磁気カード）・住民基本台帳カード（お持ちの方）

国民健康保険限度額 適用認定証の申請

問住民課 〔画〕(57)4136

限度額認定証は、国民健康保険に加入されている方が入院や外来診療を受けた場合の医療費の自己負担限度額を病院に示すものです。病院に保険証と認定証を提示すると、1か月の窓口負担額のうち、保険診療分の医療費が次の表のとおりになります。

◎70歳未満の方

区分	所得要件	自己負担限度額	4回目以降
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額です。

自己負担限度額は所得に応じて決まりますが、8月1日からは28年分の所得がもとになります。認定証が必要な方は、8月1日以降に住住民課に申請してください。

申請に必要なもの
保険証・印鑑

※70歳以上75歳未満の方は低所得者Ⅰ・Ⅱの方のみ対象です。

◎70歳から75歳未満の方

区分	外来（個人単位） の限度額	外来+入院（世帯単位） の限度額
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※低所得者Ⅱ…世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方

※低所得者Ⅰ…世帯主およびすべての国保加入者が住民税非課税の世帯の方で、かつ世帯全員の所得が0円の世帯の方

※自己負担限度額は1か月（各月1日～末日）の金額です。
※過去12か月のうちで自己負担限度額上限までの支払が4回目を以降の場合、自己負担限度額が下がります。
※差額ベッド代や食事代は自己負担限度額に含まれません。
※世帯に所得を申告していない方がいる場合、申告していただいた後に判定されます。
※国民健康保険税を納めていない場合、認定証を交付できないことがあります。

地籍調査成果の閲覧 を実施します

問産業課 〔画〕(57)4238

平成28年度に地籍調査の現地調査を行った地区（潤島Ⅰ）の地籍調査の成果（地籍図原図、地籍簿案）の閲覧を実施します。地籍調査の成果は、どなたでも閲覧することができます。

対象地区 潤島Ⅰ地区（大字潤島・丸林の一部）
閲覧日程

期日・時間	場所
8月24日（木）～25日（金） 9時30分～12時 13時～16時	潤島コミュニティセンター
8月26日（土）～9月12日（火） 9時30分～12時 13時～16時	役場新館1階 中会議室

※9月9日（土）・10日（日）は除く。